
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 5 号
平 成 28 年 8 月 1 日

那覇市監査委員	新	城	和	範
同	宮	里	善	博
同	翁	長	俊	英
同	高	良	正	幸

平成 28 年度財政援助団体等監査の結果について（公表）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、福祉部（チャージゅう課）、こどもみらい部（こども政策課）の財政援助団体等監査を行ったので、同条第 9 項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

平成 28 年度
財政援助団体等監査結果報告書

那覇市監査委員

目 次

第 1	監査の目的	1
1	実施根拠等	1
2	監査の対象	1
第 2	監査の期間	1
第 3	監査の範囲	1
第 4	監査の方法	2
1	財政援助団体監査	2
2	公の施設の指定管理者監査	2
3	実地監査	3
第 5	事業概要及び監査結果（財政援助団体監査）	3
1	那覇市シルバー人材センター運営補助金	3
2	監査の結果	7
3	指摘事項等	7
第 6	施設概要及び監査結果（公の施設の指定管理者監査）	9
1	那覇市国場児童館	9
2	那覇市大名児童館	11
3	那覇市久場川児童館	13
4	那覇市壺屋児童館	16
5	監査の結果	18
6	指摘事項等	18

第1 監査の目的

1 実施根拠等

地方自治法第199条第7項、那覇市監査基準及び財政援助団体等監査実施要領に基づき実施する。

那覇市が補助金を交付している団体及び公の施設の指定管理者について、財政援助等の目的に沿った事業が行われているかを検証するとともに、団体を所管する部署の指導状況についても監査する。

(1) 補助金交付団体

補助の対象となっている事業が目的に沿って適切かつ効果的に行われているか、会計経理等が適正に行われているかについて検証する。

(2) 公の施設の管理団体

公の施設の管理が、施設の設置目的、指定管理者制度の趣旨に沿って適切に行われているかについて検証する。

2 監査の対象

(1) 補助金交付団体

補助金の名称	団体の名称	所管部署
那覇市シルバー人材センター運営補助金	公益社団法人 那覇市シルバー人材センター	福祉部 チャーがんじゅう課

(2) 公の施設の管理団体

施設の名称	指定管理者	所管部署
国場児童館	一般社団法人 沖縄じんぶん考房	こどもみらい部 こども政策課
大名児童館	特定非営利活動法人 うていーらみや	
久場川児童館	社会福祉法人 わかめ福祉会	
壺屋児童館		

第2 監査の期間

平成28年4月7日から平成28年7月4日まで

監査委員監査日：6月1日

実地監査日：6月1日、6月2日

第3 監査の範囲

主として平成27年度の財政援助団体等に対する補助金の執行状況及び会計経理状況並びに指定管理者の管理に係る出納及びその他の事務の執行状況を対象に実施した。

第4 監査の方法

1 財政援助団体監査

(1) 所管部署関係

- ア 補助金の決定、交付目的、補助対象事業の内容、額の決定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- イ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされ、適切に審査しているか。
- ウ 補助金交付団体への指導監督は適時適切に行われているか。

(2) 財政援助団体関係

- ア 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- イ 事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助対象事業以外に流用されていないか。
- ウ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- エ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。また、会計処理上の責任体制は確立されているか。
- オ 補助金等の実績報告書の内容は実績を十分把握でき、また、提出時期は適切か。

2 公の施設の指定管理者監査

(1) 所管部署関係

- ア 指定管理者の指定は適正、公平に行われているか。
- イ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ウ 事業報告書の点検は、適切になされているか。
- エ 自主事業は適切に行われ、その収支状況は適切に把握されているか。
- オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- カ 指定管理者の経営状況の把握に努めているか。

(2) 指定管理者関係

- ア 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用料金制度を採用している場合には、利用料金の設定、収納は適正に行われているか。また、利用料金は、管理経費に充当され適正に運用されているか。
- エ 自主事業は適切に行われ、収支状況は明確になっているか。
- オ 公の施設の管理に係る会計経理は、他の事業会計と明確に区分され、適正に管理されているか。
- カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

3 実地監査

- (1) 公益社団法人 那覇市シルバー人材センター
- (2) 国場児童館（一般社団法人 沖縄じんぶん考房）
- (3) 大名児童館（特定非営利活動法人 うていーらみや）
- (4) 久場川児童館（社会福祉法人 わかめ福社会）
- (5) 壺屋児童館（社会福祉法人 わかめ福社会）

第5 事業概要及び監査結果（財政援助団体監査）

1 那覇市シルバー人材センター運営補助金

(1) 事業概要

補助金交付先	公益社団法人 那覇市シルバー人材センター
所管部署	福祉部 チャーがんじゅう課
補助の目的	高齢者の就業を通して生きがいの発見や社会参加を図る。
期待される効果	高齢者の雇用の安定による経済的自立、介護予防
補助根拠	ア 高年齢者等の雇用の安定に関する法律 イ 那覇市補助金等交付規則 ウ 那覇市高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱
補助対象事業の内容	ア 高年齢者就業機会確保事業 高年齢者就業機会確保事業は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第40条に基づく事業 イ 企画提案方式による事業：「いきいき地域サポート事業」 介護保険において要介護認定での給付対象とならない在宅のひとり暮らしの高齢者世帯で、軽易な日常生活上の援助を行い、自主生活を支援していく事により、要介護状態への進行を予防する事を目的とした事業。 ウ その他市長が特に認める事業：「高年齢者活用・現役世代サポート事業」 人手不足分野・現役世代を支える分野での高齢者に就業する機会を提供し、高齢者の生活の安定、生きがいの向上、健康の維持・増進、企業の人手不足の解消、地域社会の維持・発展等を推進する事業。
補助対象経費	センターが行う次に掲げる事業の実施に要する経費の全部又は一部 ア 高年齢者就業機会確保事業 イ 企画提案方式による事業 ウ その他市長が特に認める事業

(2)補助金交付先概要

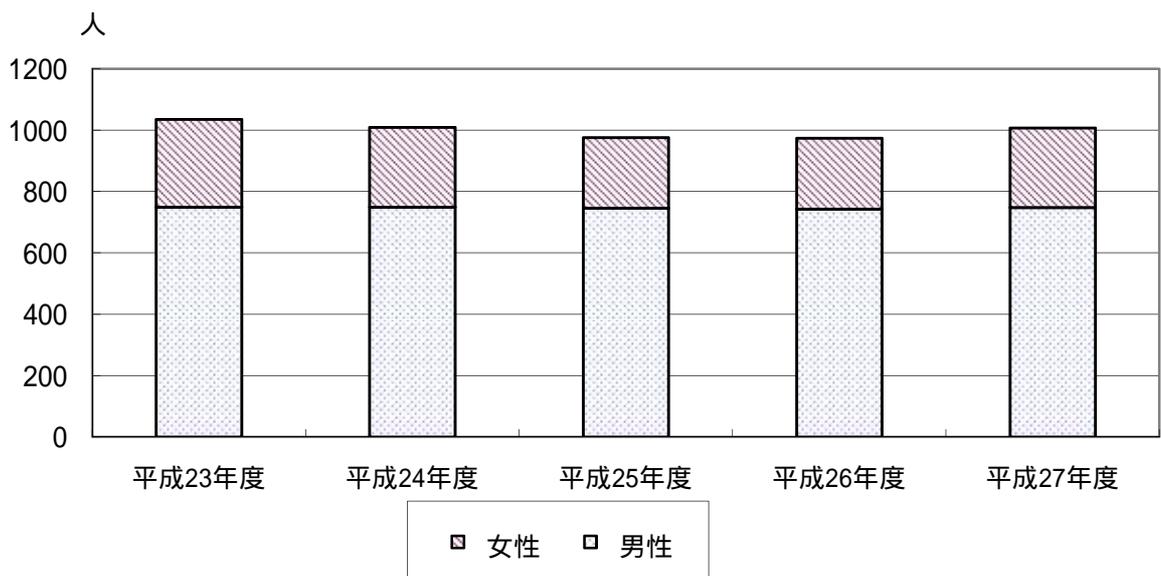
交付先団体名	公益社団法人 那覇市シルバー人材センター
代 表 者	理事長 上原 郁夫
設 立 年 月 日	昭和 57 年 6 月 18 日 (平成 24 年 4 月 1 日公益社団法人へ移行)
設 立 目 的	センターは、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務にかかる労働力の受給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣の定める者に限る。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。
事 業 概 要	ア 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供する。 イ 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、有料の職業紹介事業又は一般労働者派遣事業を行う。 ウ 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行う。 エ 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行う オ 前 4 号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行う。 カ その他目的を達成するために必要な事業を行う。

団体の組織 (H28年4月1日 現在)	理事会	16人
	理事長	1人
	副理事長	2人
	常務理事	1人
	理事	12人
	監事	2人
	事務局	15人(内1人兼務)
	事務局長(常務理事兼務)	1人
	主任	2人
	主任主事	1人
	主事	3人
再任用職員	1人	
非常勤職員	7人	
補助金交付額	1,354万6,000円	

(3) 会員の推移

単位：人

年 度 (各年度末数)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
会 員 数	1,035	1,009	976	974	1,007
(男性)	(749)	(749)	(746)	(743)	(748)
(女性)	(286)	(260)	(230)	(231)	(259)



(4)交付先団体収支状況
補助対象事業に係る分

単位：円

	科 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
収 入	受託事業収益	390,918,060	405,082,265	399,512,566
	受取配分金	310,960,188	327,335,982	302,490,733
	受取材料費	48,368,716	41,945,945	57,543,218
	受取事務費	31,589,156	35,800,338	39,478,615
	労働者派遣事業等受託収益	0	187,021	466,037
	地域人づくり事業受託費	-	3,771,000	-
	受取会費	1,174,500	1,183,500	1,201,500
	受取補助金	22,246,000	21,272,000	23,926,000
	受取連合交付金	8,700,000	8,880,000	10,240,000
	受取(市)補助金	13,546,000	12,392,000	13,546,000
	高齢者活躍人材育成事業協力収益	-	-	140,000
	受取負担金	793,000	803,000	685,500
	受取寄附金	210,000	210,000	210,000
	雑収益	24,872	1,815,147	362,197
	経常収益計 (A)	415,366,432	434,323,933	426,363,800
支 出	事業費	424,145,392	443,487,383	419,774,300
	支払配分金	310,960,188	327,335,982	302,490,733
	支払材料費等	52,004,515	53,441,428	47,468,596
	給料手当	33,718,034	27,969,967	32,076,085
	臨時雇賃金	353,400	1,506,600	131,460
	法定福利費	6,173,045	6,097,851	6,065,802
	退職給付費用	1,282,160	1,605,370	2,064,670
	福利厚生費	159,681	181,732	117,131
	会議費	6,912	0	500
	旅費交通費	491,740	428,394	401,800
	通信運搬費	1,298,169	937,982	1,072,332
	減価償却費	367,768	24,720	0
	消耗品費	478,584	471,209	611,802
	印刷製本費	717,900	740,880	802,400
	光熱水料費	868,489	962,349	630,926
	賃借料	2,739,259	3,893,539	4,606,146
	保険料	2,932,360	3,408,710	2,887,830
	諸謝金	3,732,400	6,708,025	6,030,258
	租税公課	3,267,100	2,638,200	4,736,300
委託費	1,144,070	3,765,527	5,855,605	

支払手数料	270,520	310,606	353,820
貸倒損失	-	-	361,234
普及啓発活動	1,179,098	1,058,312	1,008,870
管理費	0	0	0
経常費用計 (B)	424,145,392	443,487,383	419,774,300
収支差額 (A) - (B)	8,778,960	9,163,450	6,589,500

参考として、法人収支状況を掲載します。

単位：円

	科 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
収 入	受託事業収益	397,457,178	412,395,830	405,729,075
	労働者派遣事業等受託収益	0	187,021	466,037
	地域人づくり事業受託費	-	3,771,000	-
	受取会費	2,349,000	2,361,000	2,403,000
	受取補助金	22,246,000	21,272,000	23,926,000
	受取負担金	1,036,000	1,059,000	921,500
	受取寄附金	210,000	210,000	210,000
	雑収益	187,282	1,883,213	410,898
	経常収益計 (A)	423,485,460	443,139,064	434,066,510
支 出	事業費	424,145,392	443,487,383	419,774,300
	管理費	8,016,140	8,751,584	7,045,295
	経常費用計 (B)	432,161,532	452,238,967	426,819,595
収支差額 (A) - (B)		8,676,072	9,099,903	7,246,915

2 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。ただし、以下に述べるとおり、一部に改善を要する事項があり、これらについては、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務の執行に努められたい。

3 指摘事項等

財政援助団体監査に対する指摘事項等は、次のとおりである。

なお、指摘事項等は、次の区分によるものとする。

* 指摘事項

重大な違法、不当及び不正の状況への指摘とする。

* 是正事項

改善を要する悪い状況を改め直すこと。

* 注意事項

好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

* 要望事項

予算執行の効果や事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

(1) チャーがんじゅう課に対する指摘事項等

補助金交付要綱について（注意事項）

那覇市高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱第4条及び第9条にそれぞれ定める交付申請書及び実績報告書の提出に当たり、同要綱第11条の国及び県に準ずる関係書類が添付されていないため、補助対象経費について精査できない状況である。

また、那覇市の補助金に関するガイドライン（第2版：平成26年7月1日施行）3.(2).2. は、補助金対象経費と対象外経費の区分、補助金額の積算根拠を明確にし、補助金交付要綱に明示する旨規定している。したがって、補助金の使途誤りを防ぐためにも、補助対象経費、対象外経費、補助金額の積算根拠を当該交付要綱に明示されたい。なお、当該交付要綱第2条は事業の実施に要する経費について交付する補助金となっているが、予算事業名称では団体の運営費補助金となっている。当該補助金の性質を明確にするよう検討されたい。

(2) 公益社団法人 那覇市シルバー人材センターに対する指摘事項等

ア 職員給与等の取り扱いについて（要望事項）

那覇市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、平成25年度及び平成26年度の当期経常収支が赤字であったこと、また、引き続き平成27年度も赤字が見込まれるとして、赤字解消対策を行っている。その対策として、職員及び再雇用職員の基本給与の減給、理事長及び常務理事の役員報酬の減額、また、理事及び監事の役員報酬の支給停止を実施し、合わせて約43万円の経費を削減している。

しかしながら、センターの平成27年度決算の当期経常収支は、材料費等の収支が約1,000万円のプラスとなったことから約720万円の黒字となっており、職員給与等の扱いは慎重に行うべきであった。

職員給与等、業務の実施に当たっては、収支の見込みについて適切に行われたい。

イ 経理について（要望事項）

那覇市シルバー人材センターは、業務運営等に係る人的配置の制限及び知識の習得に時間を要するとして、同一職員が8年継続して財務全般の事務を担当している。

担当者の不在等による事務の停滞、経理に係る事故及び事件等を防止するためにも、職員の人事異動を含め内部統制の強化を検討されたい。

第6 施設概要及び監査結果（公の施設の指定管理者監査）

1 那覇市国場児童館

(1) 施設概要

所在地	那覇市字国場 353 番地
所管部署	こどもみらい部 こども政策課
設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする。
設置根拠	那覇市児童館及び児童遊園条例
施設の概要	ア 開館日 昭和 61 年 5 月 イ 施設の種別 児童厚生施設 ウ 構造 鉄筋コンクリート造 1 階建 エ 管理対象面積 402.58 m ² オ 施設内容 遊戯室、集会室・工作室、図書室、映写室、和室、談話室、休憩室、事務室
事業の概要	ア 児童の健全な遊び場の提供に関する事。 イ 児童の健康増進に関する事。 ウ 児童の情操指導に関する事。 エ 児童のクラブ活動及びレクリエーションの指導に関する事。 オ その他市長が必要と認める事業

(2) 指定管理者の指定

指定管理者は、公募で那覇市こども政策課審議会児童館指定管理予定候補者選考部会の諮問・答申、庁議の審議を踏まえ、議会の議決を経て指定している。

(3) 指定管理者の概要

指定管理者名	一般社団法人 沖縄じんぶん考房
代表者	山崎 新
指定期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
設立目的	児童又は青少年の健全な育成を目指し、自立した成長を助けるための体験活動の充実促進及び啓蒙活動等を行い、学びつなげていく豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。
設立年月日	平成 24 年 9 月 3 日
事業内容	ア 自然体験活動の実施 イ 体験学習、教育研修の実施 ウ 児童館指定管理業務
指定管理業務の内容	国場児童館の管理運営

(4) 管理運営の内容

那覇市児童館の指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりである。

- ア 児童の健全育成に関する業務
- イ 施設利用の許可に関する業務
- ウ 施設等の維持管理に関する業務
- エ その他市長が必要と認める業務

(5) 利用料金及び指定管理料

児童館の利用料金は那覇市児童館及び児童遊園条例第 13 条で規定され、指定管理料(消費税及び地方消費税相当額含む)は年間 1,002 万 1,409 円となっている。

(6) 利用者の推移

単位：人

施設名 \ 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
国場児童館	16,218	16,789	19,736	19,181	22,664

(7) 事業収支

単位：円

費目		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
収入	指定管理料	9,957,010	10,021,400	10,021,409
	収入計 (A)	9,957,010	10,021,400	10,021,409
支出	修繕費	175,840	189,910	99,423
	施設警備	173,250	193,950	194,400
	清掃及び害虫防除	151,566	168,912	168,912
	冷房機保守点検	21,078	21,816	23,868
	消防用設備保守点検	37,904	38,988	41,148
	貯水槽清掃	26,302	27,054	27,054
	水質検査料	18,926	19,440	27,594
	ゴミ回収委託料	63,000	67,608	76,486
	人件費	8,180,654	8,283,718	8,382,592
	報償費	25,000	26,000	34,500
	食糧費	3,189	-	-
	会議費/交際費	-	39,316	2,343
	光熱水費	453,393	408,898	396,309
	保険料	12,060	15,060	12,060
通信運搬費	121,043	117,278	109,067	

	使用料及び賃借料	207,865	214,773	225,466
	消耗品費	279,165	183,189	212,945
	負担金	7,105	7,378	9,000
	租税公課	-	1,200	545,900
	事業費 計 (B)	9,957,340	10,024,487	10,589,067
	収支差額 (A) - (B)	330	3,087	567,658

指定管理者：一般社団法人沖縄じんぶん考房

2 那覇市大名児童館

(1) 施設概要

所在地	那覇市首里大名町2丁目75番地
所管部署	こどもみらい部 こども政策課
設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする。
設置根拠	那覇市児童館及び児童遊園条例
施設の概要	ア 開館日 平成4年7月 イ 施設の種別 児童厚生施設 ウ 構造 鉄筋コンクリート・木造瓦葺屋根2階建 エ 管理対象面積 559.86㎡ オ 施設内容 遊戯室、ホール、集会室・工作室、図書室、和室、談話室、事務室
事業の概要	国場児童館に同じ(9ページ参照)。

(2) 指定管理者の指定

指定管理者は、公募で那覇市こども政策課審議会児童館指定管理予定候補者選考部会の諮問・答申、庁議の審議を踏まえ、議会の議決を経て指定している。

(3) 指定管理者の概要

指定管理者名	特定非営利活動法人 うていーらみや
代表者	理事長 仲本 千佳子
指定期間	平成25年4月1日～平成30年3月31日
設立目的	沖縄の自然と文化を通じた教育と療育を研究、実践し、地域との連携、異文化との交流を図り、広く公益に貢献することを目的とする。
設立年月日	平成15年3月31日

事業内容	ア 沖縄わらべうたの採集・保存・伝承等に関わる事業 イ 沖縄における自然体験に関わる事業 ウ 沖縄の自然と文化に関する交流施設の運営事業 エ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所
指定管理業務の内容	大名児童館の管理運営

(4) 管理運営の内容

国場児童館に同じ（10ページ参照）。

(5) 利用料金及び指定管理料

児童館の利用料金は那覇市児童館及び児童遊園条例第13条で規定され、指定管理料（消費税及び地方消費税相当額含む）は年間1,040万1,845円となっている。

(6) 利用者の推移

単位：人

年度 施設名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
大名児童館	28,663	28,755	27,533	28,345	28,657

(7) 事業収支

単位：円

費目		平成25年度	平成26年度	平成27年度
収 入	指定管理料	10,327,010	10,401,845	10,401,845
	施設利用料	381,470	540,210	500,440
	実習生受入費	10,000	10,000	15,000
	その他	602	3,734	2,159
	収入計 (A)	10,719,082	10,955,789	10,919,444
支 出	人件費	8,821,797	9,445,156	8,602,394
	報償費	94,290	171,800	40,001
	研修費	0	0	0
	光熱費	645,503	688,588	624,023
	委託料	286,650	367,200	501,984
	旅費	7,464	26,768	7,085
	消耗品費	448,399	256,839	222,856
	食糧費	23,467	18,580	13,575
	修繕費（施設）	184,825	67,789	98,600
	修繕費（備品）	0	0	0
	通信運搬費	101,669	147,690	107,796
手数料	97,711	109,646	118,036	

保険料	29,644	25,786	22,370
負担金	19,000	12,500	12,500
使用料及び賃借料	129,819	214,864	209,585
備品購入費	0	0	12,744
租税公課	0	0	400,600
事業費 計 (B)	10,890,238	11,553,206	10,994,149
収支差額 (A) - (B)	171,156	597,417	74,705

指定管理者：特定非営利活動法人うていーらみや

3 那覇市久場川児童館

(1)施設概要

所在地	那覇市久場川町2丁目18番地
所管部署	こどもみらい部 こども政策課
設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする。
設置根拠	那覇市児童館及び児童遊園条例
施設の概要	<p>ア 開館日 昭和53年5月</p> <p>イ 施設の種別 児童厚生施設</p> <p>ウ 構造 鉄筋コンクリート造2階建</p> <p>エ 建物面積 324.54 m²</p> <p>オ 施設内容 遊戯室、集会室、和室、工作室、図書室、休憩室、事務室</p>
事業の概要	<p>ア 児童の健全な遊び場の提供に関する事。</p> <p>イ 児童の健康増進に関する事。</p> <p>ウ 児童の情操指導に関する事。</p> <p>エ 児童のクラブ活動及びレクリエーションの指導に関する事。</p> <p>オ 利用許可に関する業務</p> <p>カ 児童館の維持管理に関する業務</p> <p>キ その他市長が必要と認める業務</p>

(2)指定管理者の指定

指定管理者は、公募で那覇市こども政策審議会児童館指定管理者予定候補者選考部会の諮問・答申、庁議の審議を踏まえ、議会の議決を経て指定している。

(3) 指定管理者の概要

指定管理者名	社会福祉法人 わかめ福祉会
代 表 者	饒平名 勝彦
指 定 期 間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日
設 立 目 的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫することにより、利用者が個人の尊重を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする。
設 立 年 月 日	昭和 51 年 11 月 18 日
事 業 内 容	ア 第 2 種社会福祉事業 イ 保育所の経営 ウ 放課後児童健全育成事業 エ 一時預かり事業の経営 オ 児童厚生施設の経営
指定管理業務の内容	久場川児童館の管理運営

(4) 管理運営の内容

国場児童館と同じ（10ページ参照）。

(5) 利用料金及び指定管理料

久場川児童館の利用料金は那覇市児童館及び児童遊園条例第 13 条で規定され、指定管理料（消費税及び地方消費税相当額含む）は総額 964 万 2,834 円となっている。

(6) 利用者の推移

単位：人

年度 施設名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
久場川児童館	21,005	21,383	17,851	31,808	31,448

(7)事業収支

単位：円

費目		平成 26 年度	平成 27 年度	
事業活動による収支	収入	事業収入（指定管理料）	9,642,834	9,642,834
		寄付金、その他収入	1,000	0
		受取利息配当金収入	191	365
		雑収入	38,188	50,126
		事業活動収入計 (A)	9,682,213	9,693,325
	支出	人件費	6,966,024	7,928,366
		職員給料	2,160,000	4,768,556
		職員賞与	933,739	922,900
		非常勤職員給与	3,089,908	1,355,380
		退職給付	44,700	44,700
		法定福利費	737,677	836,830
		事業費	953,515	560,529
		保育材材料費	237,831	64,675
		水道光熱費	299,512	335,989
		消耗器具備品費	365,256	129,668
		保険料	12,994	26,378
		雑費	37,922	3,819
		事務費	1,311,862	1,057,032
		福利厚生費	7,290	21,600
		職員被服費	25,500	21,000
		旅費交通費	20,300	1,200
		事務消耗品費	101,799	194,235
		研修研究費	79,410	-
		印刷製本費	58,435	81,778
		修繕費	432,480	203,240
通信運搬費	67,656	119,447		
広報費	62,208	108,864		
業務委託費	216,984	231,904		
手数料	116,080	21,564		
土地・建物質借料	33,000	36,000		
保険料	90,720	16,200		
固定資産取得支出	446,040	-		
器具及び備品取得支出		147,000		
事業活動支出計 (B)	9,677,441	9,692,927		
当期資金収支差額 (A) - (B)	4,772	398		
前期末支払資金残高	0	4,772		
当期末支払資金残高	4,772	5,170		

指定管理者：社会福祉法人わかめ福祉会

4 那覇市壺屋児童館

(1)施設概要

所在地	那覇市壺屋1丁目5番13号
所管部署	こどもみらい部 こども政策課
設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする。
設置根拠	那覇市児童館及び児童遊園条例
施設の概要	ア 開館日 昭和58年5月 イ 施設の種別 児童厚生施設 ウ 構造 鉄筋コンクリート造4階建 エ 建物面積 756.76 m ² オ 施設内容 ロビー、ホール、遊戯室、集会室、和室、工作室、談話室、図書室、休憩室、事務室等
事業の概要	ア 児童の健全な遊び場の提供に関する事。 イ 児童の健康増進に関する事。 ウ 児童の情操指導に関する事。 エ 児童のクラブ活動及びレクリエーションの指導に関する事。 オ 利用許可に関する業務 カ 児童館の維持管理に関する業務 キ なは市少年少女発明クラブの運営に関する業務 ク その他市長が必要と認める業務

(2)指定管理者の指定

指定管理者は、公募で那覇市こども政策審議会児童館指定管理者予定候補者選考部会の諮問・答申、庁議の審議を踏まえ、議会の議決を経て指定している。

(3)指定管理者の概要

指定管理者名	社会福祉法人 わかめ福祉会
代表者	饒平名 勝彦
指定期間	平成27年4月1日～平成32年3月31日
設立目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫することにより、利用者が個人の尊重を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする。
設立年月日	昭和51年11月18日

事業内容	ア 第2種社会福祉事業 イ 保育所の経営 ウ 放課後児童健全育成事業 エ 一時預かり事業の経営 オ 児童厚生施設の経営
指定管理業務の内容	壺屋児童館の管理運営

(4)管理運営の内容

国場児童館に同じ（10ページ参照）。

(5)利用料金及び指定管理料

壺屋児童館の利用料金は那覇市児童館及び児童遊園条例第13条で規定され、指定管理料（消費税及び地方消費税相当額含む）は総額1,523万9,888円となっている。

(6)利用者の推移

単位：人

施設名 \ 年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
壺屋児童館	22,287	18,558	18,268	19,078	19,857

(7)事業収支

単位：円

費目		平成27年度	
事業活動による収支	収	事業収入（指定管理料）	15,239,888
		寄付金、その他収入	30,100
		受取利息配当金収入	300
		雑収入	160,099
		事業活動収入計(1)	15,430,387
	支	人件費	10,708,563
		職員給料	5,581,700
		職員賞与	1,187,000
		非常勤職員給与	2,965,800
		法定福利費	1,244,063
事業費	1,342,045		
	保健衛生費	1,882	
	保育材材料費	15,744	
	水道光熱費	907,213	
	消耗器具備品費	344,305	

	保険料	45,158
	車両費	14,751
	雑費	12,992
	事務費	3,226,082
	福利厚生費	14,040
	旅費交通費	16,830
	研修研究費	36,880
	事務消耗品費	138,010
	印刷製本費	130,557
	修繕費	2,022,432
	通信運搬費	82,101
	業務委託費	331,564
	手数料	26,796
	保守料	424,872
	雑費	2,000
	器具及び備品取得支出	147,000
	事業活動支出計(2)	15,423,690
	当期資金収支差額(1)-(2)	6,697
	前期末支払資金残高	0
	当期末支払資金残高	6,697

指定管理者：社会福祉法人わかめ福祉会

5 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。ただし、以下に述べるとおり、一部に改善を要する事項があり、これらについては、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務の執行に努められたい。

6 指摘事項等

公の施設の指定管理者監査に対する指摘事項等は、次のとおりである。
なお、指摘事項等の区分は、財政援助団体監査に同じ(7ページ参照)。

こども政策課

(1) 指定管理における警備業務について(要望事項)

指定管理者の公募の際に応募希望者へ提供した児童館管理運営費に関する資料は、施設警備委託料が15万7,500円とされている。また、児童館直営時の仕様として配布された業務委託の仕様内容では、機械警備と巡回警備を併用することとされている。

しかしながら、指定管理者において見積書を徴した結果、88万2,000円の見積額となったため、警備業務内容は巡回警備を除いた機械警備のみの契約となっている。

直営時に比較し指定管理移行後は、警備業務内容が異なっていることについて所管課として対応を検討されたい。

(2) 給水栓末端における残留塩素等について（要望事項）

今回の監査対象児童館4館中、3館（国場児童館、久場川児童館、壺屋児童館）において平成27年度の水質検査の結果で残留塩素が0.1mg/ℓとなっており、所管課が指定管理者公募の際に児童館直営時の仕様として配布した各業務委託仕様における基準「0.2mg/ℓ以上」を下回っている。

国場児童館の検査結果では平成26年度及び平成27年度とも「給水栓末端において、残留塩素が検出されにくいため改善が望まれます。」との助言事項もあるが、今回の監査時点では依然として改善は行われていない。

また、今回監査を行った児童館全てにおいて、貯水槽を含む検査結果の総合判定が「一部改善が望まれます。」との結果になっている。

児童館の利用者には、乳幼児を含む児童が多数含まれる。利用者の水道利用の安心、安全を確保するためにも、当該残留塩素及びその他の検査結果の改善に向けて検討されたい。

(3) 児童館のトイレ改修及びフロアの床取替え等について（注意事項）

壺屋児童館では、地域住民の交流の活動拠点として高齢者も多数来館し洋式トイレの利用ニーズが高く身障者用の洋式トイレ1基のみでは足りないという状況から、1階の和式トイレを洋式トイレ（幼児用1基含む4基。750,600円）の改修、また、1階フロアの床取替え、遊具の撤去等（1,212,000円）を行ったとのことである。

当該改修等に当たり、児童館の管理運営に関する基本協定書第27条により、指定管理者が所管課へ市の予算で改修できないか協議したところ、故障による使用不能や緊急性がない施設の改修は、直ぐには対応できないとの回答を受けたため、所管課に口頭での了解の上、指定管理者自らの費用負担で行っている。

施設の改修の承認を口頭で行っていることから、将来的に現指定管理者から当該改修費用の返還を求められる可能性も否定できず、トラブルが起こりかねない。指定管理者の費用負担による施設の改修等の合意は、書面により適切に行われたい。

(4) 児童館の利用料金減免申請について（注意事項）

国場児童館及び壺屋児童館での母親クラブ等への利用を許可するに当たっては、当該団体から減免申請書を提出されないまま利用料金を免除していた。

減免を受けようとする者は、児童館及び児童館遊園条例施行規則第4条第1項、第2項に基づき、利用申請書と同時に児童館利用減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

利用料金の減免に当たっては、条例等を遵守し、利用減免申請書を提出させ、適切に手続きを行うよう指定管理者に対し指導されたい。

(5) 指定管理者の指定に係る選考部会委員の除斥について（注意事項）

那覇市大名児童館指定管理者の選考に当たっては、選考部会委員の中に応募があった3団体のうち、那覇市社会福祉協議会と利害関係が懸念される那覇市民生委員・児童委員連合会の役員が委嘱されていた。当該団体は、同協議会から助成金を受けており、また事務室も無償で借用している。

指定管理者制度に関する運用指針(平成22年7月30日付け市長決裁) 9.(1). は、指定管理予定候補者の選考に当たっては、「委員は、自己に直接又は間接に利害関係がある事案については、その議事に参与することができない。」と委員の除斥について規定している。

指定管理予定候補者の選考に当たっては、選考手続きの公平性、透明性を確保するため、選考委員が応募団体と利害関係について書面により確認されたい。

(6) 自主事業の実施について（要望事項）

那覇市児童館指定管理者業務仕様書は、「施設の効果的活用や利用者の利便性の向上を図るため、指定管理者の責任と費用負担による事業（以下「自主事業」という。）を行うことができる。」旨規定している。

平成27年度収支計算書における自主事業としての実習生受入費は、大名児童館は収入として計上されているが、国場児童館は計上されてなく、結果として異なった取り扱いとなっている。

指定管理者制度の趣旨である民間のノウハウを活用することにより、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応し、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図り、積極的に自主事業を取り入れるよう指導されたい。